明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学・経済産業**一）　二

〔省　令〕

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**総務・文部科学**一）　五

○日本私立学校振興・共済事業団法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学**四）　六

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業**一）　六

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令（**文部科学・経済産業・原子力規制委**一）　七

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令（**文部科学・原子力規制委**一）　七

○国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（**国土交通**一〇）　七

○国土交通省関係平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行規則（**同**一一）　七

○防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（**防衛**三）　八

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示（**厚生労働**三一）　八

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**国土交通**一七一、一七二）　九

○海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を変更した件（**環境**四）　一〇

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した件（**防衛**三六）　一一

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条の規定により、対象施設の管理者として指定した件（**同**三七）　一二

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一二五

特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会公示送達関係　一五〇

地方公共団体
行旅死亡人関係　一五一

会社その他
会社決算公告　一五五